



発行 新潟県

第6号

平成30年1月23日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 1 新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則(水産課)

告 示

- 54 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定(福祉保健課)
- 55 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の変更届(福祉保健課)
- 56 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)
- 57 漁船損害等補償法による付保義務発生の同意の認定(水産課)
- 58 土地改良区役員の退任届(農地計画課)
- 59 公共測量の実施通知(監理課)
- 60 公共測量の終了通知(監理課)
- 61 基本測量の終了通知(監理課)
- 62 基本測量の終了通知(監理課)
- 63 基本測量の終了通知(監理課)
- 64 公共測量の終了通知(監理課)
- 65 公共測量の終了通知(監理課)
- 66 公共測量の終了通知(監理課)

公 告

- 争議行為を行う旨の通知(労政雇用課)

企業局管理規程

- 1 新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程(企業局総務課)

雑 報

- 一般競争入札の実施(大学・私学振興課)

規 則

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 1月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第 1 号

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成 8 年新潟県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（採捕の数量等の報告者）</p> <p>第 2 条 法第17条第 3 項の都道府県の規則で定める者（以下「採捕の数量等の報告者」という。）は、次に掲げる漁業を営む者とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐる漁業</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げるもの以外の漁業（くろまぐるを採捕した場合に限る。）</u></p>	<p style="text-align: center;">（採捕の数量等の報告者）</p> <p>第 2 条 法第17条第 3 項の都道府県の規則で定める者（以下「採捕の数量等の報告者」という。）は、次に掲げる漁業を営む者とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>
<p style="text-align: center;">（採捕の数量等の報告事項）</p> <p>第 3 条 法第17条第 3 項の規定による報告（以下「採捕の数量等の報告」という。）を行うときは、同項に規定する農林水産省令で定める事項に併せて、次に掲げる事項を報告するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 採捕に係る漁業の免許番号又は船舶の許可番号 <u>（前条第 8 号に掲げる漁業に使用する船舶にあつては承認番号、同条第 9 号に掲げる漁業に使用する船舶にあつては漁船登録番号）</u></p> <p><u>(3) 採捕に係る船舶の名称</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p>	<p style="text-align: center;">（採捕の数量等の報告事項）</p> <p>第 3 条 法第17条第 3 項の規定による報告（以下「採捕の数量等の報告」という。）を行うときは、同項に規定する農林水産省令で定める事項に併せて、次に掲げる事項を報告するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 採捕に係る漁業の免許番号又は船舶の許可番号 <u>及び船名</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p>
<p style="text-align: center;">（採捕の数量等の報告の方法）</p> <p>第 4 条 採捕の数量等の報告は、次の表の第 1 種特定海洋生物資源の欄に掲げる第 1 種特定海洋生物資源について、同表の期間の欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日ごとに当該日が属する月又は旬のいずれかの日に陸揚げされた当該第 1 種特定海洋生物資源の採捕の数量を集計し、同表の報告期限の欄に掲げる日までに別記第 1 号様式による書面（書面に代えて</p>	<p style="text-align: center;">（採捕の数量等の報告の方法）</p> <p>第 4 条 採捕の数量等の報告は、次の表の第 1 種特定海洋生物資源の欄に掲げる第 1 種特定海洋生物資源について、同表の期間の欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日ごとに当該日が属する月又は旬のいずれかの日に陸揚げされた当該第 1 種特定海洋生物資源の採捕の数量を集計し、同表の報告期限の欄に掲げる日までに別記第 1 号様式による書面（書面に代えて</p>

電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第7条第1項において同じ。）を提出して行うものとする。

第1種特定海洋生物資源	期間	基準日	報告期限
第2条各号に掲げる漁業を営む者によって採捕されたくろまぐろ	7月から翌年6月までの間	月の末日	当該月の翌月の10日
第2条第2号、第5号又は第6号に掲げる漁業を営む者によって採捕されたすけとうだら	4月から翌年3月までの間	月の末日	当該月の翌月の10日
(略)	1月から12月までの間		
第2条第1号、第2号又は第5号に掲げる漁業を営む者によって採捕されたするめいか	4月から翌年3月までの間		
(略)			
(略)			

2・3 (略)

別記

第1号様式（第4条関係）

(略)

採捕の数量等の報告書

(略)

(略)		(略)
漁業の免許番号又は船舶の許可番号、承認番号若しくは漁船登録番号		(略)
(略)		

注 1・2 (略)

3 くろまぐろの採捕の数量等の報告の場合には、体重30キログラム未満のものと30キログラム以上のものに分けて記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則第4条第1項の規定の適

電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第7条第1項において同じ。）を提出して行うものとする。

第1種特定海洋生物資源	期間	基準日	報告期限
第2条第2号、第5号又は第6号に掲げる漁業を営む者によって採捕されたすけとうだら	4月から翌年3月までの間	月の末日	当該月の翌月の10日
(略)	1月から12月までの間		
第2条第1号、第2号又は第5号に掲げる漁業を営む者によって採捕されたするめいか			
(略)			
(略)			

2・3 (略)

別記

第1号様式（第4条関係）

(略)

採捕の数量等の報告書

(略)

(略)		(略)
漁業の免許番号又は船舶の許可番号	第 号	(略)
(略)		

注 1・2 (略)

用については、当分の間、同項の表第2条各号に掲げる漁業を営む者によって採捕されたくろまぐろの項中「10日」とあるのは、「末日」とする。

告 示

◎新潟県告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成30年 1月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
村山 直樹（柔道整復）	けやき整骨院	長岡市喜多町字下川原1000 - 1 喜多町プラザ 1F	平成29年11月 9 日

◎新潟県告示第55号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年 1月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

氏名	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
佐藤 瑛希（あん摩・マッサージ、はり・きゅう）	長岡市蓮潟4 -11-27富士ハイツ5号	開設 施術 所	長岡市宮関1- 3-23はなみずき ガーデン宮関302	長岡市蓮潟4-11 -27富士ハイツ5号	平成27年12月 1 日

◎新潟県告示第56号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成30年 1月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	指定 年月日	告示事項
石黒 真妃	内科	長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041	H30. 1. 1	第15条第1項の 医師に指定した
石塚 明温	整形外科	新潟聖籠病院	北蒲原郡聖籠町蓮 野5968-2	〃	〃
加藤 俊一	脳神経外科	長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041	〃	〃
金子 順二	内科	村上総合病院	村上市田端町2- 17	〃	〃
藤田 和也	眼科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
渡邊 達	循環器内科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃
井瀨 慎弥	整形外科	新潟県立十日町病院	十日町市高田町三 丁目南32-9	〃	〃

◎新潟県告示第57号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成30年1月23日

新潟県知事 米山 隆一

漁協	加入区の名称	区域
新潟	五十嵐浜	新潟市西区真砂、上新栄町、五十嵐一の町、五十嵐二の町、五十嵐三の町、内野上新町の区域
寺泊	寺泊	長岡市寺泊長峯、金山、田ノ尻、花立、松沢町、香清水、横掛、小川町、上荒町、二ノ関、烏帽子平、上片町、片町、大町、上田町、赤坂、荒町、名子山、一里塚、下荒町、鼠山、蔵場町、七曲、円上寺山、殿林、坂井町、一枚田、磯町、敷ノ川、越ノ浦、蟹沢、千駄越、庚塚、白岩、雨池、湊町、小屋場、藪田、切替、下窪田、大和田、郷本、志戸橋、山田、松田、明ヶ谷、田頭、夏戸、年友、引岡、戸崎、吉、大地、円上寺、箕輪、京ヶ入、本山、本弁、弁才天、川崎、下曾根、中曾根、蛇塚、当新田、野積、岩方、仁ヶ村外新田、田尻、矢田、入軽井、町軽井、平野新村新田、高内、求草、万善寺、敦ヶ曾根、北曾根、新長、小豆曾根、竹森、鰐口、下桐、碓田、木島、五六一、有信、下中条の区域
聖籠町	聖籠	北蒲原郡聖籠町大字網代浜、大字次第浜の区域

◎新潟県告示第58号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、燕市の熊森土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年1月23日

新潟県新潟地域振興局長

1 退任

理事 燕市道金587番地

大矢 傑

◎新潟県告示第59号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局岡国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年1月23日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 基準点測量
- 2 作業期間 平成30年1月12日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域 南魚沼市川窪地域（一部）

◎新潟県告示第60号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年1月23日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間 平成29年10月10日から平成29年12月30日まで
- 3 作業地域 新潟市南区下塩俵地区

◎新潟県告示第61号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年 1月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 基本測量(電子基準点現地調査及び電子基準点付属標取付観測)
- 2 作業期間 平成29年7月5日から平成29年11月30日まで
- 3 作業地域 新潟市秋葉区、新潟市西区、新潟市西蒲区、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、加茂市、村上市、上越市、阿賀野市、胎内市、東蒲原郡阿賀町、三島郡出雲崎町、岩船郡粟島浦村

◎新潟県告示第62号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年 1月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 基本測量(河川事業に伴う水準測量)
- 2 作業期間 平成29年7月6日から平成29年12月28日まで
- 3 作業地域 新潟市北区、新潟市東区、新潟市中央区、新潟市秋葉区、新潟市西区、上越市、阿賀野市

◎新潟県告示第63号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年 1月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)
- 2 作業期間 平成29年6月6日から平成29年12月27日まで
- 3 作業地域 長岡市、十日町市、妙高市、上越市、魚沼市、南魚沼市

◎新潟県告示第64号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年 1月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量(2級基準点測量) 1点
公共測量(3級基準点測量) 2点
- 2 作業期間 平成29年6月14日から平成29年10月5日まで
- 3 作業地域 新発田市滝谷地内

◎新潟県告示第65号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年 1月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザー測量)
- 2 作業期間 平成28年8月26日から平成29年2月28日まで
- 3 作業地域 糸魚川市

◎新潟県告示第66号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により

り公示する。

平成30年1月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（測深レーザ測量）
- 2 作業期間 平成28年8月26日から平成29年2月28日まで
- 3 作業地域 糸魚川市

公 告

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、日本赤十字労働組合長岡支部執行委員長山崎大輔から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成30年1月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 要求事項
人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求
- 2 期 間
平成30年1月24日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所
日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場
- 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独にもしくは併用して実施する。ただし、救急患者には対応する。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第1号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年1月23日

新潟県企業管理者 小 林 康 昌

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（入札参加の申込み） 第176条の4 <u>物品の購入、物品の製造の請負又は複写業務に係るサービスの提供の一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者は、県財務規則第87条第1項に規定する申込みをしなければならない。ただし、企業局長が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。</u>	（入札参加の申込み） 第176条の4 <u>物品の購入等の一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者は、県財務規則第87条第1項に規定する申込みをしなければならない。ただし、企業局長が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の新潟県企業局財務規程の規定は、この規程の施行の日以後に公告又は通知する一般競争入札又は指名競争入札について適用し、同日前に公告又は通知した一般競争入札又は指名競争入札については、なお従前の例による。

雑報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立看護大学会計規則第17条第1項の規定により、会議用テーブルの調達について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年 1月23日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 小泉 美佐子

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称及び数量

会議用テーブル 112台

(2) 調達案件の仕様等

別紙「仕様書」のとおり

(3) 納入期限

平成30年 3月23日（金）

(4) 納入場所

公立大学法人新潟県立看護大学 新棟 1階 第1ホール・第2ホール
上越市新南町240番地

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問い合わせ等

(1) 交付期間

平成30年 1月23日（火）から平成30年 1月31日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで。（ただし日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）

(2) 交付場所

公立大学法人新潟県立看護大学 総務課庶務係（新潟県上越市新南町240番地）

(3) 問い合わせ方法

入札説明書による。

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立看護大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「文具・事務機器」又は「家具」に登載されている者であること。

4 競争入札参加申請書等の提出

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立看護大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加申請書等の提出

ア 提出書類

(ア) 競争入札参加申請書 1部

(イ) 物品のカタログ 1部

イ 提出期限 平成30年 2月 6日（火）午後 5時15分まで

ウ 提出場所 新潟県上越市新南町240番地

公立大学法人新潟県立看護大学 総務課庶務係

エ 提出方法 本人（法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参又は郵送とする。（郵送の場合は、書留に限る。）

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、上記書類提出者に対して平成30年 2月 9日（金）午後 5時までにそれぞれ書面で通知する。

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年2月15日(木) 午前10時
- (2) 場所 新潟県上越市新南町240番地
公立大学法人新潟県立看護大学 1階 第1会議室

6 入札手続等

(1) 入札の方法

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、4(1)ウに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって2(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 入札の無効

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

免除する。

9 契約保証金

免除する。

10 その他

(1) 競争入札参加申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加申請書等は、返還しない。

(2) その他

- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- イ 本件に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。
- ウ 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がない時は契約を締結しない場合がある。)
- エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立看護大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。